

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>都市整備部 都市整備総務課</p>	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="557 575 1668 831"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成26年4月4日</td> <td>30,200円</td> <td>平成26年6月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成26年4月4日</td> <td>29,640円</td> <td>平成26年6月30日</td> </tr> <tr> <td>岩手県庁ほか</td> <td>平成26年6月16日 から同月17日まで</td> <td>72,700円</td> <td>平成26年7月24日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都	平成26年4月4日	30,200円	平成26年6月30日	東京都	平成26年4月4日	29,640円	平成26年6月30日	岩手県庁ほか	平成26年6月16日 から同月17日まで	72,700円	平成26年7月24日	<p>旅費の精算事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所属職員に対して、旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に行うよう注意喚起するとともに、旅費に関する事務処理について周知徹底を図った。 今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																
東京都	平成26年4月4日	30,200円	平成26年6月30日																
東京都	平成26年4月4日	29,640円	平成26年6月30日																
岩手県庁ほか	平成26年6月16日 から同月17日まで	72,700円	平成26年7月24日																

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月2日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
都市整備部 交通道路室	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払いを受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="519 535 1730 913"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県大津市</td> <td>平成26年5月21日</td> <td>2,290円</td> <td>平成26年6月25日</td> </tr> <tr> <td>和歌山県橋本市</td> <td>平成26年9月4日</td> <td>3,200円</td> <td>平成26年10月7日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県県民センター</td> <td>平成26年11月12日</td> <td>7,760円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県庁</td> <td>平成26年11月13日</td> <td>1,700円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県三田市</td> <td>平成26年11月6日</td> <td>1,880円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県加古川市</td> <td>平成26年11月4日</td> <td>5,640円</td> <td>平成26年12月17日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	滋賀県大津市	平成26年5月21日	2,290円	平成26年6月25日	和歌山県橋本市	平成26年9月4日	3,200円	平成26年10月7日	滋賀県県民センター	平成26年11月12日	7,760円	平成26年12月17日	滋賀県庁	平成26年11月13日	1,700円	平成26年12月17日	兵庫県三田市	平成26年11月6日	1,880円	平成26年12月17日	兵庫県加古川市	平成26年11月4日	5,640円	平成26年12月17日	<p>旅費の精算事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b>            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            (1) 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>所属職員に対して、旅費の精算手続は、旅費の確定後30日以内に行うよう注意喚起するとともに、旅費に関する事務処理について周知徹底を図った。            今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																												
滋賀県大津市	平成26年5月21日	2,290円	平成26年6月25日																												
和歌山県橋本市	平成26年9月4日	3,200円	平成26年10月7日																												
滋賀県県民センター	平成26年11月12日	7,760円	平成26年12月17日																												
滋賀県庁	平成26年11月13日	1,700円	平成26年12月17日																												
兵庫県三田市	平成26年11月6日	1,880円	平成26年12月17日																												
兵庫県加古川市	平成26年11月4日	5,640円	平成26年12月17日																												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年6月22日から同年7月2日まで）